

## 五經正義讀解通論（一）

野間 文史

はじめに

- 一 今讀（今贊）
- 二 今刪定知不然者（今刪定以爲）
- 三 對文（對則）・散文（散則）
- 四 其實

はじめに

かつて「五經正義語彙語法簡記」と題し、『五經正義』中に見える語彙や語法に関する論考を、簡記形式で五回に亘って連載したことがある(①)。この簡記の冒頭で「爲當」という言葉を取り上げたこともあつてか、勢い六朝時代の文献に顕著になるといわれる口語的表現を紹介することが中心となつたのは、当初にそれほど意識していないことであつた。

ところで、この簡記を発表しているさなか、インターネットによ

る文献検索時代に入ったことは、中国古典の語彙語法研究にとって画期的な出来事である。経書についていえば、一九九九年以降、台湾中央研究院計算中心「漢籍全文資料庫」によつて『十三經注疏』の検索が可能となつたのは、まだ記憶に新しい。これは筆者にとつても文字通りの驚異的事件であつた。その結果、用例を列挙することを大きな柱とする本簡記の発表を継続する意義が低下したことは否めない。連載を五回で打ち切つたゆえんである。ただ思いがけなくも少なからぬ方々から、インターネット検索と本簡記とは別物であるから、これを継続すべきだとの励ましをいただいたのはありがたいことであつた。

その後、筆者自身、インターネット検索、とりわけ「漢籍全文資料庫」を大いに利用していくうちに、その絶大な効果や威力とともに、限界ないし弱点にも思いを致すようになった。そこで五年間の空白をおいて、ここに「五經正義語彙語法簡記」を再開することとした次第である。ただし前回のものと区別するために「五經正義讀解通論」と題する。

さて前稿で取り上げたのは、従来の辞書類が採録することの少な

かった口語的表現が中心であったが、本稿でも、同じく辞書類には採録されることが少ない例を取り上げる。ただしその少ない理由は大いに異なる。すなわち本稿では、辞書類が採録するまでには及ばない表現（つまり語義そのものとしては理解が容易なもの）ではあるけれども、『五經正義』を読み解いていく際に、その文章の論理の展開上重要な働きをする語彙、また句と句とを隔てて呼応する表現や三字以上の慣用的表現、あるいは『五經正義』に独特な語彙・語句等、『五經正義』の性格を示す用法を順次紹介する予定である。

以上は当然のことながら「漢籍全文資料庫」の恩恵に与ることはいうまでもない。そして「五經正義讀解通論」とは題するが、その中心はおおむね『春秋正義』であり、しかしまた唐の賈公彦『周禮疏』・『儀禮疏』、唐の楊士勛『穀梁疏』や（伝）唐の徐彦『公羊疏』、さらには梁の皇侃『論語義疏』、そして隋の劉炫『孝經述議』にも及ぶつもりである。

いうまでもなく『五經正義』の分量は膨大である。本稿以降ではしばらくの間、『春秋左傳注疏』巻一〜巻五に見える用例を中心に取り上げ、同様の例をこれ以外や他の『五經正義』『九經疏』中に求めるという方法で進めることとしたい。底本は嘉慶二十年開雕のいわゆる「阮刻本十三經注疏」を用い、巻・葉次第はこれに基づく。ただし本文（特に『春秋正義』）は筆者の校定した疏文を用いるが、原則として個々の文字の異同には言及しない。また『論語義疏』は懷德堂本（懷德堂記念会 一九二四、後に『武内義雄全集』第一巻所収）、『孝經述議』は林秀一『孝經述議復元に關する研究』（岡山大学法文学部漢文学研究室 一九五三）による。

## 一 今讀（今贊）

先ず『左傳』隱公元年伝「贈死不及尸」の杜預注「尸未葬之通稱」の疏文中に見える「今讀」という表現について。

### ① 左傳注疏（0223a-b 隱公元年伝）

注尸未葬之通稱○正義曰、曲禮下云「在牀曰尸、在棺曰柩」、是其相對言耳。今以既葬乃來而云「不及尸」、知「尸」是未葬之通稱也。葬則尸不復見、未葬猶及見之、故以葬爲限也。釋例曰「喪贈之幣、車馬曰贈、貨財曰賻、衣服曰襚、珠玉曰含。然而總謂之贈、故傳曰『贈死不及尸』也」。然則此文雖爲贈發、其實贈賻含襚、總名爲贈。但及未葬皆無所讖也。襚以衣尸、含以實口、大斂之後、無所用之、既殯之後猶致之者、示存恩好。不以充用也。

**今讀**曰、雜記「弔含綵・贈・臨之等」「未葬則葦席、既葬則蒲席」、是葬後得行。此言「緩」者、禮記後人雜錄、不可與傳同言也。或可初葬之後則可、久則不許<sup>②</sup>。

正義に曰く、（曲礼下）に「牀〔寢台〕に在るを尸〔死骸〕と曰ひ、棺〔ひつぎ〕に在るを柩と曰ふ」と述べているのは、（尸と柩を）対照させて言ったまでである。いまここでは既に葬った後になってやって来て、「尸に及ばず」と言うのだから、「尸」とは「未だ葬らざるの通稱」であることが分かる。「葬」には尸をもはや見ることができないが、葬っていないならばまだ見ることが出来る。そこで「葬」を区切りとしたのである。

《釈例（弔贈葬例）》に、

喪贈の幣〔葬儀の贈物〕は、車馬を贈ほうといひ、貨財を贈ばくといひ、衣服を襚すいといひ、珠玉を含がん〔ふくみだま〕という。そしてまとめてこれを贈ほうという。それゆえ伝に「死に贈りて尸に及ばず」という。

と述べている。そうだとすると、この伝の文章は贈のために書き起こされたものだけれども、実際には、贈・賻・含・襚をまとめて「贈」と名づける。しかし未だ葬らない段階では、いずれも襚るべきものはない。

襚は尸に着せ、含は口中に実みたすもので、大斂たいれん〔遺骸を棺に納めること〕の後には用いようがない。既に殯ひん〔かりもがり〕した後になつても、まだこれを致したのは、（贈り主の）恩好を存することを示したもので、これを充て用いたのではないのである。

今讀にいう、《雜記》では、弔問する際の含・襚・贈・臨の類は、未だ葬つていなければ葦席わしせき〔あしで編んだ敷物〕が有り、既に葬れば蒲席はせき〔がまで編んだ敷物〕が有るから、これは「葬」の後に行うことができる。（しかるに）いまここで「緩」と言うのは（なぜかといへば）、《禮記》は後人の雜録であつて、伝と同じように論じることではできないからである。或いは葬つた直後はよくて、久しくなると許されぬのかも知れない。

ここに見える「今讀」とは何か。これについては旧著『春秋正義を読み解く—劉文淇『左傳舊疏考正』を通して—』（東洋古典学研究

会一九九五）でも述べたことであるが、当初は書名のようにも見え、またそうでないようにも思へ、その実体が分からなかつた。そしてこの筆者永年の疑問を解決してくれたのが、清儒劉文淇『左傳舊疏考正』である。この書物については右の旧著の解題⑧に詳しく述べているが、結論だけを述べるとするならば、劉氏はこの書において『春秋正義』の文章を約二百条に亘つて分析検討し、唐の孔穎達奉勅撰『春秋正義』はほぼ隋の劉炫『春秋述議』を踏襲するものであり、唐人の手に成るのは、この「今讀」とかあるいは「今刪定知不然者」と述べて議論を展開する部分のみである、というものであつた。

筆者はこの劉文淇『左傳舊疏考正』から多くのことを教わり、もとよりその見解の大体を支持するものである。旧著はその翻訳を主要部分とするものであつた。

さて劉文淇はこの「今讀」について、その「自序」で、

《唐書》孔穎達本伝に「もと義贊と名づけ、後に詔ありて正義と改名した」という記述がある。いま《左伝疏》の中には間々いまだ削り改め尽くさないで、「今贊」と述べている部分がある【隱元年・襄元年・二十九年・昭二十年】。これこそが「義贊」で、〈序〉にいわたる「特に短見を申し述べた（特申短見）」箇所である。つまり「今贊」と述べる部分は、すべて「旧疏」の後に位置して、別の一説となつてゐるのである。

また《左伝疏》中でおよそ「今刪定して然らざるを知るは（今刪定知不然者）」と述べている部分は、これまた孔沖遠の筆に成

るものであり、(序)の「勅を奉じて刪定す(奉勅刪定)」という表現に合致する。したがって「刪定」の語の無い文章は、必ずや劉光伯〔劉炫〕の原文の**はず**である。そして「旧疏」を剽竊襲用することは決して孔沖遠の意図するところではなく、それが永徽年間の諸臣の増損に出るものであることを知るに充分であろう。

と述べ、①については、本文中で次のように考証している。

文淇案ずるに、「今讚」の二字は《正義》にしばしば見えるが、これは書名ではない。おそらく孔氏(序)のいうところの「特に短見を申べ」た部分であろう。《唐書》孔穎達伝によれば、もと《義贊》と名づけられ、詔せられて《正義》と改名したという。この例は改め尽くしていない部分である〔讚と贊は音義同じ〕。したがって前は「旧疏」の原文である。

ちなみに孔穎達は『春秋正義』序において、杜預『春秋經傳集解』の義疏として梁の沈文阿と隋の劉炫、そして蘇寛の三書を挙げ、それぞれを批評した後、劉炫の『春秋述議』をいったん評価したうえで、さらにその欠点(杜預説を批判する箇所が存在すること)を批判し、最後に以下のように述べている。

然れども諸々の義疏に比すれば、猶ほ觀るべきもの有り。今勅を奉じて刪定するに、據りて以て本と爲す。其の疎漏有るは、

沈氏を以て焉を補ふ。若し兩義俱に違ふときは、即ち特に短見を申ぶ。(然比諸義疏、猶有可觀。今奉勅刪定、據以爲本。其有疎漏、以沈氏補焉。若兩義俱違、則特申短見。)

この孔穎達『春秋正義』序の記述に即していえば、「今讚」とは右のように見なして始めて理解可能となる、というのが劉氏の主張である。そして筆者もまたこれに賛同すること、既述の通りである。

なお、劉氏が指摘するように、『春秋正義』中にはさらに以下の三例の「今贊」を見出し得る。特に後の二例の「今贊」の直前に「劉炫」説の引用が有ることに注目すべきであろう。原文のみであるが引用する。

② 左傳注疏 (29-03b-04a 襄公元年伝)

注於是至不書○正義曰、獻子先歸、傳無其事。正以不書侵楚侵陳、知其必先歸矣。若獻子從師、則書不待告。以獻子先歸、晉不告魯、故侵陳楚、皆不書也。然不知獻子何以先歸。傳既不言、未測其故也。

今贊云、先歸者、以前年虛打會、獻子先歸會葬。今公雖即位、年又幼小、君既新立、故獻子先歸。(④)

③ 左傳注疏 (39-03b 襄公二十九年伝)

〔疏〕被殯至幣也○正義曰、案雜記、諸侯使臣致綏之禮云「委衣於殯東」。今楚人以公身在、意欲輕魯、令公依遣使之比。公以楚人輕己、所以患之。故穆叔云、若使巫人先往被殯、則是君臨臣喪之禮。被除既了而行綏禮、布陳衣物、與行朝之時布陳幣帛無異。有何可患。

劉炫云、「朝禮、兩君相見、先授玉然後致享、乃布陳幣帛於庭也。被殯者君臨臣喪之禮、先使被殯行臨喪之禮、然後致襚、則全是布幣之禮。言『與朝而布幣無異』也。君臨臣喪者、由先見臣。故以被殯比行朝禮、自然致襚似布幣。楚以親襚屈魯、魯以被殯自尊」。

**今贊**曰、疏云以殯有凶邪、畏惡患之。不肯親襚。穆叔云、先使巫人祓除殯之凶邪、凶邪既無而行襚禮、布陳衣物、與行朝之時布陳幣帛無異。言俱無咎、有何可患〔⑤〕。

④左傳注疏（49.01a.6 昭公二十年經）

注嘗有至曹邑○正義曰、宣十年傳例曰、「凡諸侯之大夫違、告於諸侯曰、某氏之守臣某、失守宗廟、敢告。所有玉帛之使者則告、不然則否」、注云「玉帛之使謂聘。恩好不接、故不告」。如杜之意、此爲奔者之身、嘗有玉帛之使於彼國、已經相接則告。若奔者未嘗往聘、恩好不接則不告。唯告奔者嘗聘之國、餘不告也。曹會曾來聘魯、故云「嘗有玉帛之使來告故書」也。此與二十二年「宋華亥・向寧・華定自宋南里出奔楚」、其文正同。彼華亥等入南里以叛、又從南里出奔、則此亦應然。賈逵云「前此以鄭叛也。叛便從鄭而出、叛不告故不書」、是言既以鄭叛、又從鄭而出也。南里繫宋、此鄭不繫曹者、鄭是大都、得以名通。南里是宋都之里、非別邑。故繫於宋。此鄭及定十一年蕭、皆是別邑、故不繫國也。

曹是小國、其臣書名者少。此會書名、蓋備於禮、成爲卿也。釋例曰、「小國之卿、或命而禮儀不備、或未加命數、故不書之。邾卑我之等、其奔亡亦多、所書唯數人而已、知其合制者少也」。杜言「數人」、謂此公孫會與邾快、邾卑我也。是杜意以會備禮成卿、故書名也。

劉炫云「春秋未嘗書曹人來聘。非徒會不見經。炫謂玉帛之使、謂國家所有交好皆告之。非奔者之身嘗聘也」。

**今贊**又云「所以華亥・向寧・射姑等不見有玉帛來聘者、以其時未爲卿也」。〔⑥〕

ちなみに阮元校勘記では①②④について、それぞれ以下のように述べている。

①今讀曰（02.23b.2）閩本・監本・毛本並作「合讚」。按「今讀」正義屢引之。浦鏜正誤改作「令蓋」皆非是。襄傳元年正義「讚」作「贊」。

③令贊曰疏云（39.03b.6）宋本「合」作「今」。

④今賈又云（49.01b.3）宋本「賈」作「贊」。山井鼎云、疏所引用有曰「合贊」、或作「令贊」。

これらによると、阮校は「今讚」を書名と見なしているようであるが、遺憾ながらそれ以上の説明はない。また慧眼の浦鏜『十三經注疏正字』も、ここでは阮校の理解の程度にまで及んでない。

なお阮刻本では③を「今贊」に、④「今賈」に作る。ただし「足利十行本」では④を「今贊」に作るから、阮刻本が元・明以降の誤刻を踏襲したものであることが分かるであろう。

最後に附言すべきは、「今讚（贊）」という語が『春秋正義』以外には見出し得ないことである。したがって「今讚」は『春秋正義』に独自に見える表現である。或いは、杜預説を批判する劉炫説に対

し、杜預説弁護のための論陣を張ることの多い『春秋正義』の立場のしからしむるところであったかも知れない。

二 今刪定知不然者（今刪定以爲）

前節で引用した劉文淇『左傳舊疏考正』によれば、「今讀（贊）」はまた、「今刪定知不然者」なる表現を取るといふ。そこで本節では続けてこの用法を取り上げよう。

先ずは『左傳』僖公十六年伝「夔子不祀祝融與鬻熊」の杜注「祝融、高辛氏之火正、楚之遠祖也。鬻熊、祝融之十二世孫。夔、楚之別封、故亦世紹其祀」の疏文である。

①左傳注疏（16-07b 僖公十六年伝）

「疏」祝融至其祀○正義曰、楚世家云「楚之先出自帝顓頊高陽。高陽生稱、稱生卷章、卷章生重黎、黎爲高辛氏火正。帝嚳命曰祝融。帝誅重黎、而以其弟吳回居火正爲祝融。吳回生陸終、陸終生季連。季連芊姓、楚其後也。其後中微、或在中國、或在蠻夷、不能紀其世。周文王之時、季連之苗裔曰鬻熊、事文王。曾孫熊繹、成王封於楚」、是祝融・鬻熊、皆爲「楚之遠祖」也。

自祝融至鬻熊、司馬遷不能紀其世、杜言「十二世」、不知出何書。故劉炫規杜云「計其間出一千二百年、略而言之、則百年爲一世。計父子爲十二世、何以得近千二百年乎」。

**今刪定知不然者**、以其間或兄弟・伯叔相及皆爲君、故年多而世少。或可轉寫誤。劉更無別文、以意而規杜氏、未爲得也。

正義に曰く、……「祝融」から「鬻熊」に至るまで、司馬遷はその世代を記録することができなかつたのに、杜預は「十二世」だと述べているけれども、それがいかなる文献に出たものか分からない。それゆえ劉炫は杜預を規正して、「その間を計算するに、千二百年以上であるから、おおまかにいえば百年が一世代となる。しかし計算すると父子で十二世代であるなら、どうして千二百年近くになり得ようか」と述べている。

今刪定してそうではないことが分かるのは、その間に或いは兄弟とか伯叔が相継いですべて君となつたりしたから、年数が多くても世代が少ないのである。或いは転写の際の誤りであるかもしれない。劉炫が別の文献が全く無いのに、私見によつて杜氏を規正するもの、いまだ正解を得たものではない。

さてこの一条に対して、劉文淇『左傳舊疏考正』は次のように考証している。

文淇案ずるに、「不知出何書」以上もやはり光伯の語で、文気がちようど相承けて下文に続いている。光伯のいう「其間」とは、すなわち「自祝融至鬻熊」を指して述べたもので、もし前が光伯の語でないとする、「其間」という表現は空しく承けるものが無くなってしまう。こういうところからも前が光伯の語だと分かるのである。（したがって）「故劉規杜云」六字は唐人の増加したものの、「今刪定知不然者」以下が唐人の駁劉の文章である。

この例でも直前に「劉炫」の杜預説批判の言葉が有り、これを再批判する形で「今刪定知不然者」以下に続くという構成となっており、第一節の「今讀」と同様であること、劉文淇の指摘する通りである。

『春秋正義』中には「今刪定知不然者」（二例）の他に、「今刪定以爲不然」（一例）・「今刪定知非者」（三例）・「今刪定知者」（一例）・「今刪定以爲」（三例）・「今刪定以」（一例）といった用例が見出され、いずれも劉文淇の指摘に該当するものである。以下、原文のみであるが、そのうちの一部を挙げよう。

②左傳注疏（09-24b25a 莊公二十二年伝）

「疏」遇觀之否○正義曰、此注「坤下巽上觀、坤下乾上否」、及「六四爻變」、諸如此輩、皆據周易之文知之。

劉炫規過云「『觀之否』者、爲觀卦之否爻、『屯之比』者屯卦之比爻、皆不取後卦之義」。

**今刪定以爲不然**。何者、以閔元年畢萬筮仕遇屯之比、云「屯固比入」、僖十五年晉獻公筮嫁伯姬、得歸妹之睽、云「士刲羊、亦無盂」、歸妹上六爻辭又云「歸妹睽孤、寇張之弧」、睽之上九爻辭又云「歸妹之睽、猶無相也」、昭五年明夷之謙云「明夷于飛、垂其翼」、又云「謙不足、飛不翔」、此之等類、皆取前後二卦以占吉凶。今人之筮、亦皆如此。故賈服及杜、並皆同焉。劉炫苟異前儒、好爲別見、以規杜氏非也。

沈云「遇者不期而會之名、筮者所得卦之吉凶。非有宿契逢遇而已、

故謂之遇」。

劉炫云「下體坤、坤爲地、爲衆。上體巽、巽爲風、爲木。互體有艮、艮爲門闕。地上有木、而爲門闕、宮室之象。宮室而可風化、使天下之衆觀焉、故謂之觀也。下體坤、坤爲地、上體乾、乾爲天、天下降、地不上騰、天地不通其氣、上下否塞、故謂之否也」。

③左傳注疏（23-21a.b 宣公十二年伝）

○注其六至之第○正義曰、「綏安」釋詁文。「屢數」常訓也。杜以「其三」「其六」、與今詩頌篇次不同、故爲疑辭。「蓋楚樂歌之第」、言楚之樂人歌周頌者、別爲次第、故賈第三、桓第六也。

劉炫以爲「其三、其六者、是楚子第三引鋪時釋思、第六引綏萬邦」。

**今刪定知非者**、此傳若是舊文及傳家敘事、容可言「楚子第三引鋪時釋思、第六引綏萬邦」。此既引楚子之言、明知先有三六之語、故楚子引之、得云「其三」「其六」。若楚子始第三引詩、第六引詩、豈得自言「其三曰」「其六曰」。劉以「其三」「其六」爲楚子引詩次第、以規杜過、何辟之甚。

沈氏難云「襄二十九年、季札觀樂、篇次不同。杜云、仲尼未刪定。此亦不同而云楚樂歌之次者、襄二十九年雖少有篇次不同、大畧不甚乖越、故云仲尼未刪定以前。此之三十六、全與詩次不同、故云楚樂歌之第。今周頌篇次、桓第八、賈第九也」(⑦)。

さてこの「今刪定」という用法は、『春秋正義』以外では、ただ『禮記正義』中に五例を見出すばかりで、他の『五經正義』には見られない。

以下に『禮記正義』から一例のみ挙げよう。玉藻篇「君子狐青裘豹裘、玄緇衣以裼之」の鄭玄注「君子、大夫・士也。緇、綺屬也。染之以玄、於狐青裘相宜。狐青裘、蓋玄衣之裘」に対する疏文である。

④ 禮記注疏 (30:02b 玉藻)

「疏」君子至不裼○正義曰、「君子」謂大夫・士也。以「狐青」爲「裘」、「豹」皮爲「裘」、用「玄緇之衣」、以覆裼之。

○注君子至之裘○正義曰、知「君子、大夫・士」者、以其上文已云「君」、此文云「君子」、故知是「大夫・士」也。云「蓋玄衣之裘」者、皇氏云「玄衣謂玄端也」。

皇氏又云「畿内諸侯、朝服用緇衣、畿外用玄衣。此狐青又是畿外諸侯朝服之裘」。

皇氏又云「凡六冕及爵弁無裘、先加明衣、次加中衣。冬則次加袍繭、夏則不袍繭、用葛也、次加祭服。若朝服布衣、亦先以明衣親身、次加中衣。冬則次加裘、裘上加裼衣、裼衣之上加朝服。夏則中衣之上不用裘而加葛、葛上加朝服」。此皆皇氏之說。

熊氏云「六冕皆有裘。此云『玄』謂六冕及爵弁也、則天子・諸侯皆然。而云『大夫・士』者、君用純狐青、大夫・士雜以豹裘」。

熊氏又以「内外諸侯朝服皆緇衣、以羔爲裘、不用狐青也。狐青既是冕服之裘、周禮司裘謂之『功裘』者、以在冕服之内、人功微麤、不如黼裘・大裘之美、故謂之功耳」。

劉氏云「凡六冕之裘、皆黑羔裘也。故司服云『祭昊天大裘而冕』、以下冕皆不云裘、是皆用羔裘也。又論語注『緇衣羔裘、皆祭於君之

服』、是祭服用羔裘也」。劉氏又以此「玄衣」爲玄端、與皇氏同。

今刪定、三家之說、雖各有通塗、皆互有長短。

皇氏以「畿内諸侯緇衣、畿外諸侯玄衣」。按王制直云「玄衣而養老」、不辨外内之異。又詩唐風「羔裘豹祛」、卿大夫之服、檜風云「羔裘道遙」、鄭玄云「朝燕之服也」、論語云「緇衣羔裘」、注云「諸侯之朝服羔裘者、必緇衣爲裼」。唐・檜・魯非畿内之國、何得並云「羔裘」。若此「玄衣」爲畿外諸侯、則鄭注此、何得云「君子、大夫・士」也。又祭服「無裘」、文無所出。皇氏之說非也。

劉氏以「六冕皆用大裘」。按鄭志「大裘之上衣」、則與玄冕無異。是以小祭與昊天服同。此則劉氏之說非也。

今彼此商量、以熊氏之說踰於二家。論語注云「緇衣、祭於君之服」者、謂助君祭、朝服而祭也、亦卿大夫祭於君之服也。

ところで『禮記正義』序に、「今勅を奉じて刪理するに、皇氏に仍拠して以て本と爲し、其の不備有るは熊氏を以て焉を補ふ」と述べ、るように、『禮記正義』が基づいた六朝の義疏のうちで、最善が梁の皇侃『禮記義疏』、次善が北周の熊安生『禮記義疏』であることは、孔穎達が明言する通りである。右の挙例は、この二者にさらに後魏の劉芳『禮記義證』の説を併せて紹介したうえで、「今刪定するに、三家の説には各おの塗に通ずること有り」と雖ども、皆な互ひに長短有り」として、唐人の批評の言葉を追加したものである。本節①②③の『春秋正義』の例と同様の構成であることが了解できるであろう。

この他『禮記注疏』中に四例「今刪定」の例が有るが、これはそ



の箇所を示すにとどめたい。

- ⑤ 禮記注疏 (29-01b・02a 玉藻) — 皇侃說批判
- ⑥ 禮記注疏 (29-16a 玉藻) — 熊安生說批判
- ⑦ 禮記注疏 (29-20b 玉藻) — 熊安生說批判
- ⑧ 禮記注疏 (32-05a 喪服小記) — 皇侃說批判

唐の孔穎達奉勅撰『五經正義』が、唐初に編纂されたことは、もとより周知の事実であるが、『五經正義』の文章の大部分が六朝時代に著作された義疏を稿本とするという事実についても、我々は注意する必要がある。『五經正義』中から、唐初の時代相や思想等を導き出すには、よほど慎重であらねばならない。

### 三 對文（對則）・散文（散則）

第一節①例中に「曲禮下云『在牀曰尸、在棺曰柩』、是其相對言耳。今以既葬乃來而云『不及尸』、知『尸是未葬之通稱』也」という一文が有った。これは『禮記』曲禮篇では「尸」と「柩」とを棺に納められる以前と以後とで称谓を異にしているのに対し、杜預注がそれらを区別していないことを指摘した疏文である。ここに見える「對言」という表現は、「（尸と柩を）對照させて言った」と拙訳したように、双方並べて對照させると意味が異なることを言う場合に用いるもので、『五經正義』中では「對文」と表記するのが通例である。次の例は、右の例とほぼ同様の主旨で、「對文」と表記さ

れたもの。

- ① 左傳注疏 (59-20b 哀公十五年伝)
- 「疏」注聘禮至將命○正義曰、聘禮文也。服虔云「在牀曰尸、在棺曰柩」、禮稱「既斂於棺」、傳言「將以尸入」者、記言對文耳、散則可以通。隱元年傳曰「贈死不及尸」、注云「尸未葬之通稱也」。

ここでは、既引の例と同様、服虔注は「尸」と「柩」とを「對文」して区別しているが、「散ずれば則ち以て通ずべし」、すなわち「双方を離して別々に使用する場合は通用させることができる」と主張するものである。そして『五經正義』中では、右の「對文則く、散則く」という用法よりは、むしろ「對文く、散文く」という組み合わせのものが多く見出せる。

#### ② 左傳注疏 (01-09a・b 春秋序)

周德至舊章○正義曰、此明仲尼脩春秋之由、先論史策失宜之意。計周公之垂法典策具存、豈假仲尼更加筆削。但爲官失其守、喪貶失中、赴告策書、多違舊典。是故仲尼脩成此法、垂示後昆。襄三十一年傳稱「卿大夫能守其官職」、昭二十年傳曰「守道不如守官」、是言人臣爲官、各有所守、周德既衰、邦國無法、羣小在位、故官人失其所守也。雖廣言衆官失職、要其本意、是言史官失其所掌也。昭三十一年傳曰「春秋之稱、微而顯、婉而辨、上之人能使春秋昭明」、注云「上之人謂在位者也」。彼謂賢德之人在天子諸侯之位、能使春秋褒貶勸戒昭明。周德既衰、主掌之官已失其守、在上之人又非賢聖、故

不能使春秋褒貶勸戒昭明、致令赴告記注多違舊章也。

文十四年傳曰「崩薨不赴、禍福不告」。然則鄰國相命、凶事謂之赴、他事謂之告。**對文**則別、**散文**則通。昭七年傳「衛齊惡告喪于周」、則是凶亦稱告也。赴告之中違舊章者、若隱三年、平王以壬戌崩、赴以庚戌。桓五年、陳侯鮑卒、再赴以甲戌己丑。及不同盟者而赴以名、同盟而赴不以名之類是也。策書記注多違舊章者、仲尼既已脩改、不可復知。正以仲尼脩之、故知其多違也。

正義に曰く、ここでは仲尼が《春秋》を修めた事由を明らかにするにあたり、それに先だつて史官の策書が事宜を失っていたことを論じる。……

昭公三十一年の伝に「春秋の称は微にして頭、婉にして弁。上の人能く春秋をして昭明ならしむ」と述べて、その注に「上の人とは、位に在る者を謂ふなり」と述べている。かしこの一文では、賢く徳ある人が天子・諸侯の位に在り、《春秋》の褒貶・勸戒を昭明にすることができたことを言う。(ところが)「周の徳が既に衰え」、(史記を)掌る官がもはやその守るべきしきたりを失い、為政者もまた賢聖の人ではないため、《春秋》の褒貶・勸戒を昭明にすることができず、赴告の言葉や記録の文章が、「多く旧章に違ふ」こととなつたのである。

(ところで)文公十四年の伝に「崩薨は赴げず、禍福は告げず」と述べている。そうだとすると、隣国どうしが凶事を報告しあうのを「赴」といい、他の事は「告」ということがわかる。(しかし)これは双方並べた場合に違ふのであり、離して書けば同じである。昭公七年の伝に「衛の斉悪、喪を周に告ぐ」とある

は、凶事にもまた「告」と称している例である……………。

あるいはまた「對則く、散則く」という表現も多く見られる。

③左傳注疏(37-02a-b襄公二十六年伝)

「疏」注拂衣褻裳也○正義曰、「拂」者披迅之義、以其將鬪、知「拂衣」即「褻裳」也。**對則**上「衣」下「裳」、**散則**可以相通、故以「褻裳」解「拂衣」。

右の例は、「衣」「裳」の對文・散文の例であるが、ちなみに『毛詩正義』と『儀禮疏』にも同様の指摘があるので、これを引用してみよう。

④毛詩注疏(5-1128東方未明)

傳上曰衣下曰裳○正義曰、此其**相對**定稱、**散則**通名曰「衣」。曲禮曰「兩手擗衣、去齊尺」、注云「齊謂裳下緝也」、是「裳」亦稱「衣」也。傳言此、解其顛倒之意、以「裳」爲「衣」。今上者在下、是爲顛倒也。

⑤儀禮注疏(13-03b郷射禮)

注說屨至被地○釋曰、自此盡「門外再拜」、論升坐行無筭爵、賓醉送出之事。云「說屨則擗衣、爲其被地」者、曲禮云「擗衣趨隅」、彼謂升席時、引之證說屨、低身亦然。若不擗衣、恐衣被地履之。但**對文**上曰「衣」、下曰「裳」、**散文**「衣」「裳」通。此「衣」即「裳」也。

これら「對文・散文」の用法は、訓詁の学の集大成といわれる『五經正義』中において、言葉の訓詁を精密に分析弁別していく方向と同時に、そのことによって生じた同一經書内（また注釈相互間）における訓詁の矛盾・相違や、さらには他の經書の訓詁・解釈との整合性を求めるための、いわば便法とも言うべきものであろう。

次の例も、『禮記』中庸篇の「對文」に対して、『春秋正義』が杜預注の「散文」した解釈を『尚書』咸又序・『洪範五行傳』によつて補強したものである。

⑥左傳注疏（14-15a 僖公十六年伝）

「疏」注祥吉至所在○正義曰、中庸云「國家將興、必有禎祥。國家將亡、必有妖孽」、則事之先見、善惡異名。吉之先見、謂之「祥」。凶之先見、謂之「妖」。此摠云「祥」者、彼對文耳。書序云「亳有祥、桑穀共生于朝」、五行傳云「青祥・白祥」之類、惡事亦稱爲「祥」、**「祥」**是摠名。公問「是何祥也。吉凶焉在」、故杜并以吉凶解之。言吉凶先見、皆爲「祥」也。襄公以爲、石隕鶴退、能爲禍福之始、故問其所在。蓋當慮其在己、故問之。

正義に曰く、〈中庸〉篇に「國家の將に興らんとするや、必ず禎祥有り。國家の將に亡びんとするや、必ず妖孽有り」と述べていることからすると、事件の起こるに先立って現れるものは、善悪で名を異にしている。吉の先見するものを「祥」といい、凶の先見するものを「妖」という。（ところが）ここでまとめて「祥」というのは（なぜかといえは）、かしこ（〈中庸〉）

では双方並べて区別したまでである。〈書序〉に「亳に祥有り。桑穀共に朝に生ず」といい、『五行傳』に「青祥・白祥」の類をいうもの、これらは悪事にもまた「祥」と称しているから、「祥」は総名である。公が「是れ何の祥ぞや。吉凶焉くにか在る」と問うたので、杜預は併せて「吉凶」で解したものを。吉凶の先見するものはすべて「祥」だという意味である。……

右とほぼ同内容の疏文が昭公十八年伝にも見える。

⑦左傳注疏（48-15a・b 昭公十八年伝）

「疏」將有大祥○正義曰、「祥」者善惡之徵。中庸云「國家將興、必有禎祥」、祥則吉祥也。「國家將亡、必有妖孽」、「孽」則凶祥也、則「祥」是善事、而里析以民動國亡爲「大祥」者、彼對文言耳。書序云「亳有祥、桑穀共生于朝」、五行傳云「時有青雉・青祥・白雉・白祥之類」、皆以惡徵爲「祥」、是「祥」有善有惡。故杜云「祥變異之氣」。

ところで以上の挙例は、二つの語を「對文」させたものであったが、三語の例も若干数見出せる。以下はそのうちの一例で、『毛詩正義』に見える「聲」「音」「樂」を對文させたものである。

⑧毛詩注疏（1-1-6b・7a 周南・關雎）大序「情發於聲、聲成文、謂之音」「疏」情發於至之音○正義曰、……樂記云「聲相應、故生變。變成方、謂之音」、註云「方猶文章也」、「樂之器、彈其宮、則衆宮應、然不

足樂、是以變之使雜也」、引昭二十年左傳曰「若以水濟水、誰能食之。若琴瑟之專壹、誰能聽之」、是解聲必須雜之意也。此言「聲成文、謂之音」、則「聲」與「音」別。樂記註「雜比曰音、單出曰聲」、記又云「審聲以知音、審音以知樂」、則「聲」「音」「樂」三者不同矣。以「聲」變乃成「音」、「音」和乃成「樂」、故別爲三名。**對文**則別、**散則**可以通。季札見歌奏、曰「此之謂夏聲」、公羊傳云「十一而稅頌聲作」、「聲」即「音」也。下云「治世之音」、「音」即「樂」也。是「聲」與「音」「樂」、名得相通也。

さらにはまた二字熟語「對文」の例もある。『毛詩正義』の「雌雄・牝牡」の例である。

⑨毛詩注疏(2-2-086 邶風・匏有苦葉) 傳「飛曰雌雄、走曰牝牡」  
傳由翰至牝牡○正義曰、……釋鳥云「鳥之雌雄不可別者、以翼右掩左雄、左掩右雌」、是「飛曰雌雄」也。釋獸云「麋、牡麋牝麋」、是「走曰牝牡」也。此其定例耳。若**散則**通。故書曰「牝雞之晨」、傳曰「獲其雄狐」是也。鄭志荅張逸云「雌雄求牡、非其耦。故喻宣公與夫人、言夫人與公非其耦、故以飛雌求走牡爲喻、傳所以并解之也」。

ちなみに梁の皇侃『論語義疏』中には、この「對文・散文」の例を見出し得なかった。この用法は、或いは『五經正義』としてのまとまりを意識した所産であるかも知れない。

本節最後に、網羅的ではないが、『五經正義』中から對文・散文の例を抽出してみよう。

周易正義

父・考 生・始 業・徳 朋・友  
吉凶・悔吝

尚書正義

牙・齒 聖・賢 歩・行 刀・削 族・姓 斂・穡 政・事  
父・考

禘禘・烝嘗 烝嘗・禘祀

皇・帝・王

毛詩正義

澣・漱 獄・訟 羔・羊 皮・革 宮・室 脂・膏 氓・民  
國・邑 道・路 婚・姻 室・家 驂・服 衣・裳 稼・穡  
狩・獵 堂・戸 趾・足 葦・蘆 英・秀 屨・舄 朋・友  
聘・問 旗・旒 會・同 賓・客 燭・燎 熟・饗 場・圃  
朱・赤 災・異 風・俗 福・祿 賦・役 築・城 歌・謠  
夕・夜 貳・倅 獸・禽 彫・鏤 旅・師 民・人 言・語  
道・徳 氏・姓 賢・能 狄・蠻 廩・倉 誅・放 墉・城  
雌雄・牝牡 燕寢・路寢 瓦豆・木豆  
聲・音・樂 瞽・矇・瞶 考・皇考・王考

禮記正義

獄・訟 道・徳 顔・容 狗・犬 父・考 萌・芽 倅・佐  
楹・碑 管・鍵 采・色 蜡・臘 澣・漱 行・趨 賓・介  
氏・姓 氏・族 擯・相 贈・綏 疾・病 廟・祧 魂・魄  
生・成 扇・闔  
内子・命婦 明水・玄酒 蜡・息民 長・先生

皇・帝・王會・要・成神・祇・鬼  
載・歳・祀・年

春秋正義

皮・革・赴・告尸・柩祥・妖・彘・韃・繼・係・訟・獄  
姓・族・溝・洫・勳・勞・衣・裳・臨・泣・商・賈・廡・庫

孽・祥・政・事・刑・罰・府・庫

天神・地祇・人鬼

周禮疏

長・君・獸・禽・賓・客・訟・獄・姓・族・惠・利・脈・腦  
擯・相・隄・羨・堅・固・牙・齒・常・旂・齊・明・脩・脯  
量・衡

雌雄・牝牡 曲禮・經禮 明水・玄酒 帝繫・世本 禎祥・妖孽

死・休廢

勲・功・勞

儀禮疏

爵・觶 爵・觚 筵・席 賓・客 讓・辭 衣・裳 屨・旌  
聘・問 面・覲 瑞・器 國・邦 獸・禽 都・邑 築・城  
褶・複 牆・柳 歡・忠 醜・醢 燔・炙

明水・玄酒 委積・饗餼 玄端・朝服

赤・緇・纁

四 其實

ふたたび第一節の①例であるが、そこにある「然則此文雖爲贈發、

其實贈・賻・含・襚、總名爲贈」という一文を、拙訳では「この伝の文章は贈のために書き起こされたものだけれども、実際には、賻・賻・含・襚をまとめて贈と名づける」と訳したこと既述の通りである。本節ではここに見える「其實」という用語について附言しておきたい。

もつともこの「其實」は、以下のように現今の大型の辞書類には採録されている用語である。

諸橋轍次『大漢和辞典』

【其實】①其の實は。實際は。〔孟子、滕文公上〕周人百畝而徹、其實皆什一也。

②其の事實。其の實際。〔弘道館記述義、上〕後之談古者、不知徹其實。

漢語大詞典編輯委員會『漢語大詞典』

【其實】①實際情況。實際上、事实上。《孟子、滕文公上》「夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也」。《北史、蕭大圓傳》「……」。魯迅《朝花夕拾・狗・貓・鼠》「……」。

②實在、确实。宋孔平中《続世説・直諫》「……」。元楊梓《豫讓吞炭》第三折「……」。

そして本節で取り上げるのは、両辞書が解説している前者の例であるが、その微妙なニュアンスに言及する香坂順一主幹『中国語大辞典』（角川書店 一九九四）の、「副」①その実、実は。逆接に用

いる。」が適訳であろう。ちなみに小辞典ながら筆者所蔵の同じく香坂順一・太田辰夫『現代中日辞典増訂版』（光生館 一九六五初版）にも、

「其实」しかし、事実上では。逆接を示す。（他故意説不懂、く他懂得）かれはわからないと言うが、実際はわかっている。

という解説がなされている。

さて、この用語を本節でことさらに取り上げるのは、『五經正義』中では、これが前節の「對文・散文」の例とほぼ同様の働きをするからである。

①左傳注疏 (01-04b-05a-b 春秋序)

故史至名也○將解名曰「春秋」之意、先說記事主記當時之事、事有先後、須顯有事之年。……「年」「歳」「載」「祀」、異代殊名、而其實一也。爾雅釋天云「載歲也。夏曰歳、商曰祀、周曰年、唐虞曰載」、李巡曰「夏歳、商祀、周年、唐虞載、各自紀事。堯舜三代示不相襲也」、孫炎曰「載始也。取物終更始也。歳取歳星行一次也。祀取四時祭祀一訖也。年取年穀一熟也」、是其名別而實同也。此四者雖代有所尚、而名與自遠、非夏代始有「歳」名、周時始有「年」稱。何則、堯典云「期三百有六旬有六日、以閏月定四時成歳」、禹貢「作十有三年乃同」、是於唐虞之世已有「年」「歳」之言。記事者則各從所尚、常語者則通以爲言。故虞亦稱「年」、周亦稱「歳」。周詩唐風稱「百歳之後」、是周之稱「歳」也。

……年・歳・載・祀は時代によって名称を異にしているのであるが、しかし實際のところは同一である。《爾雅》秋天に「載は歳なり。夏には歳と曰ひ、商には祀と曰ひ、周には年と曰ひ、唐虞には載と曰ふ」と記述があり、李巡が「夏は歳、商は祀、周は年、唐虞は載というように各時代ごとに（異なった名称で）事柄を記録するのは、堯・舜・三代〔夏・殷・周〕が（制度を）踏襲しないことを示すのである」といい、また孫炎が「載は始である。物事が終わってまた始まることに取る。歳は歳星〔木星〕が一次めぐることに取る。祀は四時の祭祀がひととおり終わることに取る。年は年穀〔こくもつ〕がひとたび熟することに取る」と注しているが、これらは名称は異なるけれども、その実際は同じであることを述べたものである。

この四者はそれぞれの時代の好みによって使われたわけであるが、しかしそれぞれの名称の起源は遠く、夏代に初めて「歳」の名称ができたわけでもなく、また、周代に初めて「年」の名称が生まれたというでもない。その理由は、《堯典》に「期は三百有六旬有六日。閏月を以て四時を定めて歳を成す」という記載があり、また《禹貢》に「作すること十有三年。乃ち同じ」とあることからすれば、唐虞の時代にすでに「年」「歳」の語があったことがわかる。事件を記録する者が各自に当時の好むところに従ったということではあるが、普通に話す場合には通じて用いたのである。だから虞の世にもまた「年」といい、周代にも「歳」と称していた。周代の詩である《唐風（葛生）》に、「百歳之後」とあるのは、周に「歳」の語を使用した例である。

この疏文は『爾雅』積天が「年」「歳」「載」「祀」を区別するの  
 に対して、「其の實は一なり」と見なすものであり、前節の「對文  
 ・散文」の例とほぼ同様の働きしているであろう。ちなみに『公羊  
 傳疏』に以下のような記述があるのも参考となる。

②公羊傳注疏 (01-06b・07a 隱公元年)

注歳者至之稱○解云、四時皆於萬物有功。「歳」者是兼摠其成功之  
 稱也。若以當代相對言之、即唐虞曰「載」、夏曰「歳」、殷曰「祀」、  
 周曰「年」。若散文言之、不問何代、皆得謂之「歳」矣。等取一名、  
 而必取「歳」者、蓋以夏數爲得天正故也。亦有一本云「歳者摠號成  
 功之稱也」。

もう一例挙げよう。『左傳』成公十年伝に見える「病膏育に入る」  
 の出典の条に対する疏文である。

③左傳注疏 (26-29b 成公十年伝) 杜注「膏育也。心下爲膏」

「疏」注膏育也心下爲膏○正義曰、此賈逵之言、杜依用之。古今傳文  
 皆以爲「膏之下」。賈・服・何休諸儒等、亦皆以爲「膏」。雖凝者爲  
 「脂」、釋者爲「膏」、**其實**凝者亦曰「膏」。故内則云「小切狼臠膏」、  
 則此膏謂連心脂膏也。劉炫以爲「釋者爲膏、連心之脂不得稱膏、以  
 爲膏當爲膏」、改易傳文而規杜氏、非也。

この疏文では、凝固したものを「脂」、溶解したものを「膏」と  
 いうように区別する見方に対し、「其の實は」凝固したのも「膏」

と表現することがあると主張するものであるが、以下の『毛詩正義』  
 の例に、

④毛詩注疏 (03-2-16a 衛風碩人)

「疏」傳如脂之凝○正義曰、以「脂」有凝有釋、散文則「膏」「脂」  
 皆摠名、對例即内則注所云「脂、肥凝者、釋者曰膏」、釋器云「冰、  
 脂也」、孫炎曰「膏凝曰脂」、是也。

と記述するように、「脂」「膏」を区別するのは鄭玄の「内則」篇  
 注であることがわかる。しかも、ここでは「散文」「對例」と表記  
 されている。

ただし「其實」が「對散」の用法と異なるのは、訓詁に限定され  
 ることなく、たとえば經文・伝文に記述された事実関係の確定や、  
 特に『春秋正義』では礼制の区別に関する議論の中で使用されるこ  
 とである。

次の例は、『左傳』桓公六年伝に見える、国君の名前の付け方の  
 禁止事項、「不以國」、杜注「國君之子、不自以本國爲名也」に対  
 する疏文である。

⑤左傳注疏 (06-23a 桓公六年伝)

「疏」注國君至名也○正義曰、下云「以國則廢名」、以國不可易、須  
 廢名不諱。若以他國爲名、則不須自廢名也。且春秋之世、晉侯周・  
 衛侯鄭・陳侯吳・衛侯晉之徒、皆以他國爲名、以此知「不以國」者、  
 謂國君之子不得自以本國爲名。「不以山川」者、亦謂國內之山川。

下云「以山川則廢主」、謂廢國內之所主祭也。若他國山川、則非其主不須廢也。

此雖因公之問、而對以此法、曲禮亦云「名子者不以國、不以日月、不以隱疾、不以山川」、則諸言「不以」者、臣民亦不得以也。此注以其言「國」、故特云「國君子」耳、**其實**雖非國君之子、亦不得以國爲名。其言「廢名」「廢禮」之徒、唯謂國君之子。若使臣民之名、國家不爲之廢也。然則臣民之名、亦不以山川、而孔子魯人、尼丘魯山、得以「丘」爲名者、蓋以其有象、故特「以類命」、非常例也。

正義に曰く、下文に「國を以てすれば則ち名を廢す」というのは、國は變更できないので、当然、名は廢止して諱まないはずである。もしも他國の國名を名とした場合は、その名を廢止する必要はない。しかも春秋時代には晉侯周・衛侯鄭・陳侯吳・衛侯晉といった人々が、すべて他國の國名を名としており、これらのことから、「國を以てせず」とは、國君の子が自國の國名を名とすることができないという意味であることが分かる。

(同様に)「山川を以てせず」というのも、やはり国内の山川のことである。下文に「山川を以てすれば主を廢す」というのは、国内の主とする祭祀を廢止するという意味である。もしも他國の山川であれば、その主とするものではないから、廢止する必要はない。

これは公が質問にことよせて、このようなきまりを返答したものであるが、(曲禮)にも「子に名づくるには國を以てせず。日月を以てせず。隱疾を以てせず。山川を以てせず」という記述があることからすると、諸々の「不以(以てせず)」というの

は、臣下や人民もやはりそうすることはできない。この注では、伝に「國(を以てせず)」と言うことから、特に「國君の子」と述べたのであつて、實際のところ國君の子でなくても、やはり國名を名とすることはできない。

(もつとも)その「廢名」「廢禮」と言うのに該当するのは、ただ國君の子だけである。臣下や人民の名については、國家は彼らのためには廢止しない。

そうだとすると、臣下や人民の名もやはり「山川を以てせざる」ものなのに、孔子は魯人、尼丘は魯の山でありながら、「丘」を名とすることができるのは(なぜかといえは)、たぶんその形象が有ったことで、特に「類を以て命じ」たもので、一般的な例ではないのであろう。

次の例は『左傳』隱公元年の条の「天子七月而葬、同軌畢至。諸侯五月、同盟至。大夫三月、同位至。士踰月、外姻至」の疏文で、引用したのは、大夫と士とは葬儀の礼制を区別していること、特に杜注「踰月度月也」について問題にしている箇所である。

⑤左傳注疏(02-21b-22a-5 隱公元年伝)

天子至姻至○正義曰、天子諸侯大夫士、位既不同、禮亦異數。赴弔遠近、各有等差、因其弔答以爲葬節。且位高則禮大、爵卑則事小。大禮踰時乃備、小事累月即成。聖王制爲常規、示民軌法、欲使各脩其典、無敢忒差。……春秋從實而錄、以示是非。「天子七月」、「諸侯五月」者、死月葬月、皆通數之也。……「士踰月」者、通死月



亦三月也。襄十五年「十一月、晉侯周卒」、十六年「正月、葬晉悼公」、杜云「踰月而葬速」、是踰月亦三月也。此注云「踰月度月」者、言從死月至葬月、其間度一月也。

士與大夫不異、而別設文者、以大夫與士名位既異、因其名異、示爲等差、故變其文耳、**其實**月數同也。……………。

正義に曰く、天子・諸侯・大夫・士は、その位が同じでない以上、礼制もまたその数を異にする。弔を赴けるその遠近（の範圍）にはそれぞれ差等が有り、その弔問応答に因って葬儀の節度とする。しかも、位が高ければ礼は大に、爵が卑ければ事は小。大礼は時（三箇月）を踰えることではじめて備わるが、小事は月を累ねるとすぐに成り立つ。聖王がこの常規を制作することによって、民に規範を示し、各おのにその典礼を修め、決してたがうことがないようにさせたもの。……………「天子七月」・「諸侯五月」とは、死月と葬月と両方ともに数えたものである。……………「士は踰月」とは、死月を数えることやはり三箇月である。襄公十五年「十一月、晉侯周卒」とあり、十六年に「正月、晋の悼公を葬る」とあって、杜（預）が「踰月にして葬るは速し」と述べていることからすれば、この踰月もやはり三箇月である。この注に「踰月は月を度るなり」と述べているのは、死月から葬月に至るまで、その間に一月を渡るという意味である。

「士」と「大夫」とは（同じく三箇月で）異なるのに、別の表現にしたのは（なぜかといえ）、大夫と士の名・位が異なる以上、その名称の違いに因って差等づけることを示すため

に、その表現を変えたままで、實際のところ月数は同じである。

このように「其實」という用法は、名物訓詁に限らず、上の疏文で厳密な区別や相異を説明してきた後を承け、「しかし実際のところ、常にそれほど厳密に区別するというわけではない」という場合に使用することが多い。詳細に分析する方向とは別に、それによって生じた経書相互の矛盾の説明や、あるいは依拠した注釈を弁護するための、いわば「ぼかし」の働きをもつ用法である。

ちなみに「其實」は『論語義疏』には見えない。また劉炫『孝經述議』中では、次の一例のみである。ただし我が国伝来の『古文孝經孔氏傳』（足利本）の『孔安國傳』では、「績功也。父母之生子、概之育之、顧之復之、功苦之功、无大焉者也。……………」とあって、どうやら劉炫が依拠した伝文とは相違するようである。

⑥ 孝經述議（卷四父母生績章一一二八頁）

○傳績功至由然也○議曰、「績功」釋詁文。詩蓼莪云「父兮生我、母兮畜我、撫我育我、顧我復我」。傳取彼爲說、故言「父之生子」、而辭不及母。**其實**撫覆育養、顧視反復、乃母功爲多也。

注

- ① 五經正義語彙語法簡記（広島大学文学部紀要第56巻 一九九六）
- ・ 五經正義語彙語法簡記（二）（広島大学文学部紀要第57巻 一九九七）
- ・ 五經正義語彙語法簡記（三）（広島大学文学部紀要第58巻 一九九八）
- ・ 五經正義語彙語法簡記（四）（広島大学文学部紀要第59巻 一九九九）

・五經正義語彙語法簡記(五) (広島大学文学部紀要第60巻 二〇〇〇)

これらは後に『十三經注疏の研究―その語法と傳承の形』(研文出版 二〇〇五)の第二篇に収録している。

② この疏文中に見える「對言」・「其實」については、第三節・第四節で取り上げており、「或可」について、後に取り上げる予定である。

③ この解題のみ、前掲拙著『十三經注疏の研究』の第五篇に収録している。

④ この疏文に対する劉文淇の考証を参考までに引用する。  
文淇案するに、太宗は孔穎達等に詔して『五經』の義訓を編纂させ、これを『義贊』と名づけたが、(その後)詔して『正義』と改名した。

この例は『義贊』の「贊」字の未だ刪去していないものである。「今贊」を書名と見なす者もいるが、それは誤りである。「旧疏」は「献子がどうして先に帰国したかの理由は分からない」というが、唐人は「君が新たに即位したので、献子は先に帰国した」と考える。これがいわゆる「其の義を賛成す(賛成其義)」という例である。

⑤ この疏文に対する劉文淇の考証は以下の通りである。

文淇案するに、これは光伯《述議》の文章で、前半は「旧疏」の原文である。劉炫はおそらく旧説を申解したのであろう。「今贊」以下が孔冲遠の文章である。(本伝)にいうところの「義贊」、(序)にいわゆる「特に短見を申」べた部分である。孔氏の「公患之」の解釈は旧説と異なる。旧説では「公は楚人が己を軽んずるので、これを患えた」というが、(贊)では「公は殯に凶邪が有ることで、これを患えた」といい、これがその相違点である。(贊)所引の「疏」もやはり「旧疏」である。ただその姓名を知る手だては無い。もし前半が唐人の言葉であるなら、前に「公がその軽んずることを患えた」といつているのに、後で「その凶邪を患える」というのだから、一人の説が矛盾することになる。必ずやそうではあるまい。

⑥ この疏文に対する劉文淇の考証は以下の通りである。

文淇案するに、これは光伯《述議》の文章で、前半は「旧疏」の原文、「今贊」以下が唐人の文章である。すなわち(孔穎達伝)にいうところの「義贊」である。「又」字は衍文か、あるいは「義」字の誤りであろう。

劉炫は杜預の「奔者自身が嘗て聘した」というのを駁するので、『春秋』には未だ嘗て曹人の来聘を書いたことが無い。ただ会だけが経に見えなかったばかりではない」と述べた。唐人は「華亥・向寧・射姑の等の、玉帛の来聘が有る者が経に見えない理由は、その当時にまだ卿となっていなかったからである」と述べる。その意味は、華亥・向寧・射姑等は実際に魯に来聘したが、当時まだ卿になっていなかったため経文に書かなかったが、奔時にはすでに卿となっていたので策に書いたということ。つまり杜預の義を申明して劉炫の「公孫会が経に見えない」という説を難じている。「等」字はすでに曹会を含んでいるので、華・向を言わない。ちなみに昭公十二年「華定來聘」がすでに経に見えており、「射姑出奔」は文公十六年にある。

⑦ この疏文に対する劉文淇の考証は以下の通りである。

文淇案するに、「今刪定知其非者」より「以規杜過何辟之甚」に至るまでが、唐人の駁劉の文章で、そのほかはすべて光伯《述議》である。もと「炫以爲」に作っており、「劉」字は唐人が加えたもの。沈氏は襄公二十九年の《注》を引用し、こと同じでないのに特に一つの難点を示し、自らこれを解説したもので、杜預を非難したものではない。唐人は沈説を引用して光伯を非難するのに、とうとう「難」字を加え、もっぱら沈氏が光伯を非難しているかを見せているが、これはその通じない部分のあることを理解していないものである。